

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

平成22年7月11日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成22年6月24日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成22年6月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子